

石巻市監査委員告示第15号

平成25年11月28日付け石巻市監査委員告示第14号で公表した生活環境部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年1月8日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 森 山 行 輝

石巻市監査委員 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成25年11月28日付け石監第19号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>1 行政財産目的外使用に係る電気料金負担分の収入未済について</p> <p>平成22年度において、行政財産目的外使用許可をした石巻斎場における売店及び自動販売機設置に係る電気料6,708円（平成23年2月分）について、収入未済となっている。</p> <p>この対応については、納入義務者が震災により被災し、事実上の廃業状態であることを考慮し、納付される見込みがない場合は不納欠損処分することと内部意思決定が平成24年4月になされていた。</p> <p>しかしながら、その内部意思決定は、民法の適用を受ける一般的な債権と地方税法による債権とを混同してなされているため不納欠損処分する明確な根拠は示されていない状態であった。未収となった電気料については、これまで督促等の債権回収に係る措置がなされてこなかった。このことは、事務処理の怠慢であり、誠に遺憾である。</p>	<p>1 行政財産目的外使用に係る電気料金負担分の収入未済について</p> <p>指摘のありました行政財産目的外使用に係る電気料金負担分の収入未済につきましては、債務者の状況及び関係法令を適切に確認しなかったことにより生じたものであります。</p> <p>今後につきましては、関係法令を遵守し適正な事務処理に努めて参ります。</p> <p>なお、平成22年度の電気料金負担分に係る収入未済につきましては、平成25年12月2日に支払いを受けました。</p>

震災により混乱した状況下であったため、収入未済となってしまったことに関しては理解できるが、本債権は私債権であるのにもかかわらず、地方税法を適用し、不納欠損処分を行うとの決定をすることなど、その後の対応については、全く理解ができない。

よって、これまでの事務全般を見直し、改めて納入義務者の状況を確認し未収金の回収の可能性についての調査を行うなど、収入未済の解消を図るよう努力された。

なお、震災による納入義務者の被災状況を考慮すると、納入できなかった理由も理解できるので、法律関係を調査の上で不納欠損処分するなど早期に解決に向けての意思決定を図るのもひとつの解決策であると思料する。

2 石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱
における補助金上限額の規定について

石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱第4条の規定において、「補助金の額は、容器1個の購入価格（消費税を含む。）相当額とする。」としているものの、同要綱に定めた様式第2号「交付申請書兼実績報告書兼請求書」の注釈において、その上限額を2,000円として支給していた。

補助金の額の上限は、補助金交付申請者にとって重要な事項であり、それが様式上でしか示されていないことは、要綱の不備であるばかりか、補助金交付申請者に対して不親切なことである。

については、石巻市生ごみ処理容器購入費補助金及び石巻市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金と同様に、要綱の本則において補助金の上限額を規定されたい。

2 石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱
における補助金上限額の規定について

一般家庭で排出される生ごみ減量化対策の一環として、EMボカシと発酵容器による生ごみ処理及び堆肥化促進を目指し、発酵容器購入費の軽減を図るため補助金を交付しておりますが、指摘のとおり、石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱では、本則において交付金額の上限額を明文化しておらず、様式第2号「交付申請書兼実績報告書兼請求書」の注釈で示すにとどまっております。要綱に不備がありました。

つきましては、早急に補助金の上限額の規定を設けるよう要綱の改正を行い、市民のごみ排出量の軽減と減量意識の高揚を図ることを目的とする本事業の適正な運用に努めて参ります。

3 不適正な見積合わせについて

河南一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設に係る一般用電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していたので、見積依頼時に示していない条件を考慮して最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じる極めて不適切な事務であったと言わざるを得ない。

よって、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの確保について十分留意されるよう求めるものである。

なお、最終処分場管理事務所及び雄勝クリーンセンターにおける自家用電気工作物保安管理業務委託に係る契約は、前金払で支払うことを条件に見積合わせを行っており、不公平な見積合わせにはなっていないが、前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収伺等に明記されたい。

また、牡鹿クリーンセンターにおいては、一者のみから見積書を徴し契約しているところであるが、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していた。前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収伺等に明記されたい。

3 不適正な見積合わせについて

河南一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設、最終処分場管理事務所、雄勝クリーンセンター及び牡鹿クリーンセンターにおける電気工作物保安管理業務委託契約に係る指摘の事項につきましては、見積書提出依頼時に、支払時期等を業務実施後又は全業務の履行確認後とすることを明確に仕様書に記して、見積参加業者間の公平性を十分に確保するとともに、適正な契約書により委託契約を締結いたします。

なお、見積書提出依頼先は、複数といたします。

また、今後の具体的な契約手法につきましては、契約担当課である管財課にも指導を仰ぎながら、公平・平等性を確保した適正な契約に努めて参ります。